

○三重県防災対策推進条例の一部を改正する三重県条例（中間案）新旧対照表

改 正 案	現 行
三重県防災対策推進条例 令和元年年〇月〇〇日 三重県条例第〇号	三重県防災対策推進条例 平成二十一年三月二十五日 三重県条例第八号
三重県防災対策推進条例をここに公布します。 三重県防災対策推進条例	三重県防災対策推進条例をここに公布します。 三重県防災対策推進条例 三重県地震対策推進条例（平成十六年三重県条例第三号） の全部を改正する。
目次	目次
前文	前文
第一章 総則（第一条—第十二条）	第一章 総則（第一条—第十一条）
第二章 災害予防対策	第二章 災害予防対策
第一節 県民の責務（第十三条—第二十条）	第一節 県民の責務（第十二条—第十九条）
第二節 自主防災組織の責務（第二十一条—第二十五条）	第二節 自主防災組織の責務（第二十条—第二十四条）
第三節 事業者の責務（第二十六条—第三十条）	第三節 事業者の責務（第二十五条—第二十九条）
第四節 県の責務及び市町の役割（第三十一条—第五十九条）	第四節 県の責務及び市町の役割（第三十条—第五十条）
第三章 災害応急対策	第三章 災害応急対策
第一節 県民の責務（第六十条—第六十四条）	第一節 県民の責務（第五十一条—第五十五条）
第二節 自主防災組織の責務（第六十五条・第六十六条）	第二節 自主防災組織の責務（第五十六条・第五十七条）
第三節 事業者の責務（第六十七条—第六十九条）	第三節 事業者の責務（第五十八条—第六十条）
第四節 県の責務及び市町の役割（第七十条—第七十九条）	第四節 県の責務及び市町の役割（第六十一条—第七十一条）
第四章 災害復旧復興対策（第八十条—第八十三条）	第四章 災害復旧復興対策（第七十二条—第七十五条）
第五章 雑則（第八十四条—第八十六条）	第五章 雑則（第七十六条・第七十七条）
附則	附則
<u>三重県では、これまで伊勢湾台風等の風水害及び大規模な地震災害により、多くの尊い人命、財産が失われてきた。</u> <u>平成の時代は、阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめ、近年の豪雨や地震等、想定外、数十年に一度の大規模自然災害が頻発した時代であった。</u> <u>あわせて、三重県において、その発生が危惧されている南海トラフを震源とする巨大地震をはじめ、県内の活断層による大規模地震による被害が懸念されている。</u> <u>一方、気候変動等の影響で伊勢湾台風を超える規模のスーパ</u>	三重県では、これまで伊勢湾台風等の風水害及び大規模な地震災害により、多くの尊い人命、財産が失われてきた。さらに近年にあつては、東海地震、東南海地震、南海地震等の大規模地震の発生の可能性が高まるとともに、全国的に台風、異常気象による集中豪雨等に伴う風水害が多く発生し、県内においても被害が発生している。

一伊勢湾台風が襲来する危険性も高まっているなど、災害の態様や規模に変化が見られる。

これまででも、自らの身の安全は自ら守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」並びに県、市町及び防災関係機関が担う「公助」の理念に基づいて、地震・津波災害のみならず、風水害その他の自然災害及びこれらの複合型災害にも対応できる地域社会の実現を図るため、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティアその他防災対策を実施する団体と共に力を合わせて、様々な対策を実施してきた。

今後、こうした災害から命を守るためには、県民一人ひとりが災害を「自分事」として捉えて、災害と災害の間、災間を生きているという覚悟を持ち、防災・減災意識を高め、災害への備えをはじめとした行動を起こすことが重要である。

また、発災時には地域で助け合うなど、「自助」、「共助」の取組を深化させ、防災対策を非日常的な特別な活動と考えるのではなく、日々の業務や生活と一体で密接不可分なもの、いわゆる「防災の日常化」という概念の定着を図り、地域の防災力の向上を図ることが不可欠である。

ここに、私たちは、様々な恵みをもたらす三重の自然に畏敬の念をもって感謝するとともに、災害のリスクを正しく理解し、来るべき災害に事前に備え、「防災の日常化」により県民の防災力を向上を図りながら、これまでではぐくんできた「自助」、「共助」、「公助」の力を結集させて、災害に強い三重をつくるため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織、事業者及び県の責務並びに市町の役割を明らかにするとともに、相互の緊密な連携の下、災害が発生した場合における被害の軽減を図るための施策についての基本的な事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義

もとより、地震対策を始めとする防災対策は、着実に進められてきたところである。しかし、人々の防災意識は風化しがちであることに加え、高齢者等の災害時要援護者の増加、家族形態の変化及び地域の結び付きの希薄化等による地域防災力の低下、孤立地区に関する問題等解決すべき課題は多く、災害に対する備えははまだ万全とは言えない。

このような状況にかんがみて、自らの身の安全は自ら守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」並びに県、市町及び防災関係機関が担う「公助」の理念に基づいて、県民、自主防災組織、事業者及び県がそれぞれの責務を、市町がその役割を積極的に果たしていくことが必要であり、災害時に地域がどのような被害を受けるのか、また災害を乗り越え、どのような地域づくりを行っていくのかを、それぞれが事前に考え、防災対策を進めていくことが重要である。

ここに、三重県はこれまで地震対策ではぐくんできた「自助」、「共助」及び「公助」の理念の下、地震災害のみならず、風水害その他の自然災害及びこれらの複合型災害にも対応できる地域社会の実現を図るため、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティアその他防災対策を実施する団体と共に力を合わせて、防災対策を総合的かつ計画的に推進することを決意して、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織、事業者及び県の責務並びに市町の役割を明らかにするとともに、相互の緊密な連携の下、災害が発生した場合における被害の軽減を図るための施策についての基本的な事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義

は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害 地震、津波、豪雨、洪水、高潮、暴風、竜巻、崖崩れ、土石流、地滑りその他の異常な自然現象により生じる被害をいう。

二 防災対策 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図るための対策をいう。

三 自主防災組織 地域住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。

四 防災関係機関 国、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第五号に規定する指定公共機関及び同条第六号に規定する指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。

五 災害発生時等 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。

六 要配慮者 高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人等のうち、特に配慮を要する者をいう。

七 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害発生時等に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

七八 地形等災害関連情報 地形、地質、過去の災害及び予測される被害についての情報をいう。

八九 避難準備・高齢者等避難開始 住民に対して避難の準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に対して早期に避難を求めするために市町が発表する情報をいう。

（基本理念）

第三条 防災対策は、県民が自らの身の安全は自ら守る自助を実践した上で、自らの地域は皆で守る共助に努めるとともに、県、市町及び防災関係機関が担う公助を基本として実施されなければならない。

2 防災対策は、県民、自主防災組織、事業者及び県がそれぞれの責務を、市町がその役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に実施されなければならない。

3 防災対策は、災害が必ず起こることを前提に、被害を最小限にするため、日々の業務や生活と一体で不可分と考え実施されなければならない。また、地震や台風などの自然災害の経験で培われた知識や技術を活用し、早期の復旧復興に備えた事前の対策を実施しなければならない。

は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害 地震、津波、豪雨、洪水、高潮、暴風その他の異常な自然現象により生じる被害をいう。

二 防災対策 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図るための対策をいう。

三 自主防災組織 地域住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。

四 防災関係機関 国、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第五号に規定する指定公共機関及び同条第六号に規定する指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。

五 災害発生時等 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。

六 災害時要援護者 高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人等のうち、災害発生時等に情報収集又は避難に支援を要する者をいう。

七 地形等災害関連情報 地形、地質、過去の災害及び予測される被害についての情報をいう。

八 避難準備情報 住民に対して避難の準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者に対して早期に避難を求めするために市町が発表する情報をいう。

（基本理念）

第三条 防災対策は、県民が自らの身の安全は自ら守る自助を実践した上で、自らの地域は皆で守る共助に努めるとともに、県、市町及び防災関係機関が担う公助を基本として実施されなければならない。

2 防災対策は、県民、自主防災組織、事業者及び県がそれぞれの責務を、市町がその役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に実施されなければならない。

4 防災対策は、地域特性や、高齢者、障がい者、乳幼児その他被災者等の事情を踏まえて行わなければならない。

(県民の責務)

第四条 県民は、前条に定める防災対策についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、常に災害に対する危機意識を持って、自ら防災対策を実施するよう努めなければならない。

2 県民は、地域において自主防災組織、事業者及び防災ボランティアその他防災対策を実施する団体(以下「防災ボランティア等」という。)が実施する防災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(自主防災組織の責務)

第五条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域住民、事業者及び防災ボランティア等(以下「地域住民等」という。)と連携して、地域における防災対策を実施するよう努めなければならない。

2 自主防災組織は、地域において地域住民等、県、市町及び防災関係機関が実施する防災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、常に災害に対する危機意識を持って、自ら防災対策を実施するよう努めなければならない。

2 事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、県、市町及び防災関係機関が実施する防災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(県の責務)

第七条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、組織及び機能のすべてをあげて、防災対策に関し、万全の措置を講ずる責務を有する。

2 県は、市町が基礎的な地方公共団体として防災に関する計画を実施する責務を有することにかんがみ、市町との緊密な連携の下に防災対策を推進しなければならない。

3 県は、市町が実施する防災対策を支援するとともに、市町及び防災関係機関が実施する防災対策について総合調整を行うものとする。

4 県は、地域の特性に応じた災害を想定し、その災害の特

(県民の責務)

第四条 県民は、前条に定める防災対策についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、常に災害に対する危機意識を持って、自ら防災対策を実施するよう努めなければならない。

2 県民は、地域において自主防災組織、事業者及び防災ボランティアその他防災対策を実施する団体(以下「防災ボランティア等」という。)が実施する防災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(自主防災組織の責務)

第五条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域住民、事業者及び防災ボランティア等(以下「地域住民等」という。)と連携して、地域における防災対策を実施するよう努めなければならない。

2 自主防災組織は、地域において地域住民等、県、市町及び防災関係機関が実施する防災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、常に災害に対する危機意識を持って、自ら防災対策を実施するよう努めなければならない。

2 事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、県、市町及び防災関係機関が実施する防災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(県の責務)

第七条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、組織及び機能のすべてをあげて、防災対策に関し、万全の措置を講ずる責務を有する。

2 県は、市町が基礎的な地方公共団体として防災に関する計画を実施する責務を有することにかんがみ、市町との緊密な連携の下に防災対策を推進しなければならない。

3 県は、市町が実施する防災対策を支援するとともに、市町及び防災関係機関が実施する防災対策について総合調整を行うものとする。

4 県は、地域の特性に応じた災害を想定し、その災害の特

性に応じた防災対策を推進しなければならない。

5 県は、防災対策に関する調査及び研究を行い、その成果を公表しなければならない。

6 県は、情報通信技術の進展に伴い可能となった防災対策について、積極的に活用を図らなければならない。

(市町の役割)

第八条 市町は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携して、防災対策の推進に努めるものとする。

(財政上の措置等)

第九条 県は、防災対策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(計画の策定及び防災対策の推進)

第十条 三重県防災会議（災害対策基本法第十四条第一項の規定により設置された都道府県防災会議をいう。）又は三重県石油コンビナート等防災本部（石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二十七条第一項の規定により設置された石油コンビナート等防災本部をいう。）は、第七条第五項の成果を勘案して必要があると認めるときは、当該成果を三重県地域防災計画（災害対策基本法第四十条第一項の規定により策定された都道府県地域防災計画をいう。）又は三重県石油コンビナート等防災計画（石油コンビナート等災害防止法第三十一条第一項の規定により策定された石油コンビナート等防災計画をいう。）（以下この条において「地域防災計画等」という。）に反映しなければならない。

2 県は、地域防災計画等において定められた防災対策に関する事項の計画的な実施に資するため、事業計画を策定しなければならない。

3 県は、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティア等と連携して、地域防災計画等及び前項の事業計画に基づき防災対策を的確かつ円滑に推進しなければならない。

(みえ風水害対策の日及びみえ地震・津波対策の日)

第十一条 県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティア等が、災害及び防災対策に関する理解を深めるとともに、防災対策の一層の充実を図るため、次に掲げる日を設定する。

一 みえ風水害対策の日 九月二十六日

性に応じた防災対策を推進しなければならない。

5 県は、防災対策に関する調査及び研究を行い、その成果を公表しなければならない。

(市町の役割)

第八条 市町は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携して、防災対策の推進に努めるものとする。

(財政上の措置等)

第九条 県は、防災対策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(計画の策定及び防災対策の推進)

第十条 三重県防災会議（災害対策基本法第十四条第一項の規定により設置された都道府県防災会議をいう。）又は三重県石油コンビナート等防災本部（石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二十七条第一項の規定により設置された石油コンビナート等防災本部をいう。）は、第七条第五項の成果を勘案して必要があると認めるときは、当該成果を三重県地域防災計画（災害対策基本法第四十条第一項の規定により策定された都道府県地域防災計画をいう。）又は三重県石油コンビナート等防災計画（石油コンビナート等災害防止法第三十一条第一項の規定により策定された石油コンビナート等防災計画をいう。）（以下この条において「地域防災計画等」という。）に反映しなければならない。

2 県は、地域防災計画等において定められた防災対策に関する事項の計画的な実施に資するため、事業計画を策定しなければならない。

3 県は、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティア等と連携して、地域防災計画等及び前項の事業計画に基づき防災対策を的確かつ円滑に推進しなければならない。

(みえ風水害対策の日及びみえ地震対策の日)

第十一条 県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティア等が、災害及び防災対策に関する理解を深めるとともに、防災対策の一層の充実を図るため、次に掲げる日を設定する。

一 みえ風水害対策の日 九月二十六日

(表彰)

第十二条 県は、地域における防災活動に関し特に顕著な功績があったと認められるものを表彰するものとする。

第二章 災害予防対策

第一節 県民の責務

(防災知識の習得等)

第十三条 県民は、防災訓練、防災対策に関する研修会等（以下「防災訓練等」という。）に積極的に参加し、災害及び防災対策に関する知識の習得並びに地形等災害関連情報その他の災害及び防災対策に関する情報（以下「災害等に関する情報」という。）の収集に努め、これらを防災対策を実施する際に活用するよう努めなければならない。

2 県民は、災害が発生した場合に備え、避難場所、避難経路及び避難方法について家庭及び地域で確認し合うとともに、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参画し、地域における災害予防対策（災害の発生又は拡大を未然に防止するための対策をいう。**第十五条**第一項及び**第二十五条**において同じ。）の実施に努めなければならない。

3 県民は、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するよう努めなければならない。

(建築物の耐震性の確保)

第十四条 建築物の所有者は、地震による当該建築物の倒壊等を防止するため、必要な耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。**第四十六条**において同じ。）又は耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。**第四十六条**において同じ。）その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(家庭における災害予防対策)

第十五条 県民は、災害発生時等に備え、家具等の転倒防止、消火器等の設置、飲料水、食料、医薬品等の備蓄その他の家庭における災害予防対策の実施に努めなければならない。

2 県民は、災害発生時等において、新聞、放送、インターネット等により正確な情報収集の手段を確保するとともに、避難の際に必要な物資を直ちに持ち出すことができるよう努めなければならない。

(帰宅困難者となった場合の対応)

第二章 災害予防対策

第一節 県民の責務

(防災知識の習得等)

第十二条 県民は、防災訓練、防災対策に関する研修会等

（以下「防災訓練等」という。）に積極的に参加し、災害及び防災対策に関する知識の習得並びに地形等災害関連情報その他の災害及び防災対策に関する情報（以下「災害等に関する情報」という。）の収集に努め、これらを防災対策を実施する際に活用するよう努めなければならない。

2 県民は、災害が発生した場合に備え、避難場所、避難経路及び避難方法について家庭及び地域で確認し合うとともに、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参画し、地域における災害予防対策（災害の発生又は拡大を未然に防止するための対策をいう。**第十四条**第一項及び**第二十四条**において同じ。）の実施に努めなければならない。

(建築物の耐震性の確保)

第十三条 建築物の所有者は、地震による当該建築物の倒壊等を防止するため、必要な耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。**第四十二条**において同じ。）又は耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。**第四十二条**において同じ。）その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(家庭における災害予防対策)

第十四条 県民は、災害発生時等に備え、家具等の転倒防止、消火器等の設置、飲料水、食料、医薬品等の備蓄その他の家庭における災害予防対策の実施に努めなければならない。

2 県民は、災害発生時等において、ラジオ、テレビジョン等により情報収集の手段を確保するとともに、避難の際に必要な物資を直ちに持ち出すことができるよう努めなければならない。

(帰宅困難者となった場合の対応)

第十六条 災害発生時等において、通常用いる方法により自宅に帰ることが困難であると予想される者（第六十九条及び第七十五条において「帰宅困難者」という。）は、あらかじめ、徒歩等による帰宅経路の確認、家族、隣人等との連絡方法の確認その他の円滑な帰宅のための必要な準備を行うよう努めなければならない。

（要配慮者からの情報提供）

第十七条 要配慮者は、自主防災組織又は市町が、円滑かつ迅速な避難を行うために実施する情報収集や事前の措置に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

（落下危険物等の安全性の確保）

第十八条 建築物又は広告塔、装飾塔、広告板その他建築物の屋外に取り付ける物（以下この項において「広告塔等」という。）の所有者、管理者又は設置者は、落下危険物（当該建築物のタイル等の外装、窓ガラスその他これらに類する物又は広告塔等のうち、落下により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのあるものをいう。第四十八条において同じ。）について、災害に対する安全性を確保するため、必要な点検を行うとともに、必要に応じ、改修その他の整備を行うよう努めなければならない。

2 コンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造の門又は塀のうち、倒壊等により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのあるもの（以下この項及び第四十八条において「ブロック塀等」という。）の所有者又は管理者は、当該ブロック塀等について、災害に対する安全性を確保するため、必要な点検を行うとともに、必要に応じ、改修その他の整備を行うよう努めなければならない。

~~3 自動販売機を設置しようとする者は、当該自動販売機について、災害が発生した場合に転倒により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げないよう規則で定める基準により設置するよう努めなければならない。~~

~~4 既設の自動販売機の所有者又は管理者は、当該自動販売機について、災害に対する安全性を確保するため、据付けの方法の改善その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。~~

（文化財等の安全性の確保）

第十五条 災害発生時等において、通常用いる方法により自宅に帰ることが困難であると予想される者（第六十条及び第六十六条において「帰宅困難者」という。）は、あらかじめ、徒歩等による帰宅経路の確認、家族、隣人等との連絡方法の確認その他の円滑な帰宅のための必要な準備を行うよう努めなければならない。

（災害時要援護者からの情報提供）

第十六条 災害時要援護者は、自主防災組織又は市町に対して、情報収集又は避難の支援を受ける際に必要な自らの情報をあらかじめ提供するよう努めるものとする。

（落下危険物等の安全性の確保）

第十七条 建築物又は広告塔、装飾塔、広告板その他建築物の屋外に取り付ける物（以下この項において「広告塔等」という。）の所有者、管理者又は設置者は、落下危険物（当該建築物のタイル等の外装、窓ガラスその他これらに類する物又は広告塔等のうち、落下により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのあるものをいう。第四十四条において同じ。）について、災害に対する安全性を確保するため、必要な点検を行うとともに、必要に応じ、改修その他の整備を行うよう努めなければならない。

2 コンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造の門又は塀のうち、倒壊等により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのあるもの（以下この項及び第四十四条において「ブロック塀等」という。）の所有者又は管理者は、当該ブロック塀等について、災害に対する安全性を確保するため、必要な点検を行うとともに、必要に応じ、改修その他の整備を行うよう努めなければならない。

3 自動販売機を設置しようとする者は、当該自動販売機について、災害が発生した場合に転倒により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げないよう規則で定める基準により設置するよう努めなければならない。

4 既設の自動販売機の所有者又は管理者は、当該自動販売機について、災害に対する安全性を確保するため、据付けの方法の改善その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（文化財等の安全性の確保）

第十九条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）
及び三重県文化財保護条例（昭和三十二年三重県条例第六十七号、以下この条において「条例」という。）の規定により指定、選定及び登録された文化財（以下この条において「文化財等」という。）のうち、倒壊等により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのあるものの所有者、管理者又は管理団体は、当該文化財等について、災害に対する安全性を確保するため、文化財保護法その他の法令及び条例の規定に違反しない限りにおいて、修理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（適正な森林の管理）

第二十条 森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者は、災害に強い県土の形成を図るため、適正に森林を管理するとともに、県、市町及び国が推進する治山のための対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

第二節 自主防災組織の責務

（防災意識の啓発）

第二十一条 自主防災組織は、防災意識の啓発及び高揚を図るため、地域住民に対して、防災訓練等を行うとともに、その構成員を地域住民等、県、市町及び防災関係機関が行う防災訓練等に積極的に参加させるよう努めなければならない。

（地形等災害関連情報の確認等）

第二十二条 自主防災組織は、地域住民等、県、市町及び防災関係機関が提供する地形等災害関連情報を確認し、かつ、防災対策に関する情報を活用するとともに、当該地形等災害関連情報に応じた避難場所、避難経路及び避難方法をあらかじめ把握しておくよう努めなければならない。

2 自主防災組織は、地形等災害関連情報、避難場所、避難経路及び避難方法を掲載した地図を作成するとともに、地域住民にその内容及び活用方法を周知するよう努めなければならない。

（物資及び資機材の備蓄等）

第二十三条 自主防災組織は、火災の発生の防止、救出、応急手当その他の災害が発生した場合の応急的な措置に必要な物資及び資機材を備蓄し、整備し、又は点検するよう努めなければならない。

（要配慮者への支援体制）

第十八条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により重要文化財として指定された建築物その他の規則で定めるもののうち、倒壊等により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのあるもの（以下この条において「文化財等」という。）の所有者又は管理者は、当該文化財等について、災害に対する安全性を確保するため、文化財保護法その他の法令及び条例の規定に違反しない限りにおいて、改修その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（適正な森林の管理）

第十九条 森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者は、災害に強い県土の形成を図るため、適正に森林を管理するとともに、県、市町及び国が推進する治山のための対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

第二節 自主防災組織の責務

（防災意識の啓発）

第二十条 自主防災組織は、防災意識の啓発及び高揚を図るため、地域住民に対して、防災訓練等を行うとともに、その構成員を地域住民等、県、市町及び防災関係機関が行う防災訓練等に積極的に参加させるよう努めなければならない。

（地形等災害関連情報の確認等）

第二十一条 自主防災組織は、地域住民等、県、市町及び防災関係機関が提供する地形等災害関連情報を確認し、かつ、防災対策に関する情報を活用するとともに、当該地形等災害関連情報に応じた避難場所、避難経路及び避難方法をあらかじめ把握しておくよう努めなければならない。

2 自主防災組織は、地形等災害関連情報、避難場所、避難経路及び避難方法を掲載した地図を作成するとともに、地域住民にその内容及び活用方法を周知するよう努めなければならない。

（物資及び資機材の備蓄等）

第二十二条 自主防災組織は、火災の発生の防止、救出、応急手当その他の災害が発生した場合の応急的な措置に必要な物資及び資機材を備蓄し、整備し、又は点検するよう努めなければならない。

（災害時要援護者への支援体制）

第二十四条 自主防災組織は、あらかじめ、県、市町、防災関係機関及び**要配慮者**にかかわる団体と連携して、災害発生時等における地域の**要配慮者**の情報収集及び避難の支援を行うための体制を整備するよう努めなければならない。

(避難の勧告等への対応の準備)

第二十五条 自主防災組織は、法令に基づく避難の勧告若しくは指示又は**避難準備・高齢者等避難開始**の発表があった場合に地域住民の避難が円滑に行われるようあらかじめ構成員の役割分担その他の災害予防対策を実施するよう努めなければならない。

第三節 事業者の責務

(事業所内の安全の確保等)

第二十六条 事業者は、災害が発生した場合に備え、事業所内の人の生命及び身体の安全を確保するための対策を実施するよう努めなければならない。

2 事業者は、災害発生時等に備え、事業所の施設及び設備の災害に対する安全性の確保、飲料水、食料、医薬品等の備蓄並びに応急的な措置に必要な資機材の整備に努めなければならない。

3 事業者は、その規模及び業態に応じて事業を継続するための計画又は早期に復旧するための計画を策定するよう努めなければならない。

(防災教育の実施等)

第二十七条 事業者は、従業員に対して、防災教育を実施するとともに、防災訓練等への参加の機会を確保するよう努めなければならない。

(地域の災害予防への寄与)

第二十八条 事業者は、地域住民等及び自主防災組織と連携して、従業員の防災訓練等への参加その他の地域における災害予防に寄与するよう努めなければならない。

(生活に不可欠な施設等の安全性の確保)

第二十九条 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道その他の供給施設若しくは処理施設又は電気通信事業の用に供する施設（**第四十七条**及び**第六十八条**において「生活に不可欠な施設」という。）の所有者、管理者、設置者又は占有者は、当該施設及びこれに附帯する設備について、災害に対する安全性を確保するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十三条 自主防災組織は、あらかじめ、県、市町、防災関係機関及び災害時要援護者にかかわる団体と連携して、災害発生時等における地域の災害時要援護者の情報収集及び避難の支援を行うための体制を整備するよう努めなければならない。

(避難の勧告等への対応の準備)

第二十四条 自主防災組織は、法令に基づく避難の勧告若しくは指示又は避難準備情報の発表があった場合に地域住民の避難が円滑に行われるようあらかじめ構成員の役割分担その他の災害予防対策を実施するよう努めなければならない。

第三節 事業者の責務

(事業所内の安全の確保等)

第二十五条 事業者は、災害が発生した場合に備え、事業所内の人の生命及び身体の安全を確保するための対策を実施するよう努めなければならない。

2 事業者は、災害発生時等に備え、事業所の施設及び設備の災害に対する安全性の確保、飲料水、食料、医薬品等の備蓄並びに応急的な措置に必要な資機材の整備に努めなければならない。

3 事業者は、その規模及び業態に応じて事業を継続するための計画又は早期に復旧するための計画を策定するよう努めなければならない。

(防災教育の実施等)

第二十六条 事業者は、従業員に対して、防災教育を実施するとともに、防災訓練等への参加の機会を確保するよう努めなければならない。

(地域の災害予防への寄与)

第二十七条 事業者は、地域住民等及び自主防災組織と連携して、従業員の防災訓練等への参加その他の地域における災害予防に寄与するよう努めなければならない。

(生活に不可欠な施設等の安全性の確保)

第二十八条 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道その他の供給施設若しくは処理施設又は電気通信事業の用に供する施設（**第四十三条**及び**第五十九条**において「生活に不可欠な施設」という。）の所有者、管理者、設置者又は占有者は、当該施設及びこれに附帯する設備について、災害に対する安全性を確保するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(危険物取扱施設等の安全性の確保)

第三十条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第七号に規定する危険物、高圧ガス保安法（昭和三十二年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス、火薬類取締法（昭和三十五年法律第四百十九号）第二条第一項に規定する火薬類、毒物及び劇物取締法（昭和三十五年法律第三百三号）第二条第一項及び第三項に規定する毒物、同条第二項に規定する劇物その他これらに類する危険物又は有害物質のうち、災害が発生した場合に人の生命、身体又は財産を害するおそれのあるもの（**第六十三条**第二項第七号において「危険物等」という。）を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設及び設備の所有者、管理者又は占有者は、当該施設及び設備について、災害に対する安全性を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

第四節 県の責務及び市町の役割

(防災教育の充実等)

第三十一条 県は、市町、防災関係機関及び高等教育機関と連携して、家庭及び地域における防災対策が自主的かつ積極的に行われるよう学校教育及び社会教育を通じて防災教育や学校防災の取組の充実を図るとともに、防災対策に関する広報活動を積極的に実施し、県民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

2 県は、災害に適切に対応する能力を向上させるため、市町、防災関係機関及び県外の地方公共団体と連携して、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティア等の参加を得た防災訓練等を行わなければならない。

(職員の人材育成)

第三十二条 県は、災害発生時等において、防災対策に関する責務を最大限に果たせるよう、あらかじめ人材育成に関し、必要な措置を講じなければならない。

(職員への防災訓練等)

第三十三条 県は、災害発生時等において、職員が迅速かつ的確に対処することができるよう防災訓練等を行い、職員の防災対策に関する職務の習熟及び防災意識のより一層の高揚を図るものとする。

(事業の継続に係る体制の整備)

第三十四条 県は、災害が発生した場合に備え、事業を継続するための計画又は早期に復旧するための計画を策定するよう努めなければならない。

(危険物取扱施設等の安全性の確保)

第二十九条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第七号に規定する危険物、高圧ガス保安法（昭和三十二年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス、火薬類取締法（昭和三十五年法律第四百十九号）第二条第一項に規定する火薬類、毒物及び劇物取締法（昭和三十五年法律第三百三号）第二条第一項及び第三項に規定する毒物、同条第二項に規定する劇物その他これらに類する危険物又は有害物質のうち、災害が発生した場合に人の生命、身体又は財産を害するおそれのあるもの（**第五十四条**第二項第六号において「危険物等」という。）を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設及び設備の所有者、管理者又は占有者は、当該施設及び設備について、災害に対する安全性を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

第四節 県の責務及び市町の役割

(防災教育の充実等)

第三十条 県は、市町及び防災関係機関と連携して、家庭及び地域における防災対策が自主的かつ積極的に行われるよう学校教育及び社会教育を通じて防災教育の充実を図るとともに、防災対策に関する広報活動を積極的に実施し、県民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

2 県は、災害に適切に対応する能力を向上させるため、市町、防災関係機関及び県外の地方公共団体と連携して、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティア等の参加を得た防災訓練等を行わなければならない。

(職員への防災訓練等)

第三十一条 県は、災害発生時等において、職員が迅速かつ的確に対処することができるよう防災訓練等を行い、職員の防災対策に関する職務の習熟及び防災意識のより一層の高揚を図るものとする。

2 県は、事業を継続するための計画又は早期に復旧するための計画を策定する事業者に対し、助言、研修、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(避難行動要支援者の支援体制の整備)

第三十五条 市町は、あらかじめ、自主防災組織、防災関係機関及び要配慮者にかかわる団体と連携して、避難行動要支援者の把握及び支援を行うための体制を整備するよう努めるものとする。

2 県は、市町及び自主防災組織等が前項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(防災情報の収集及び伝達体制の整備)

第三十六条 県は、あらかじめ、市町及び防災関係機関と連携して、災害発生時等における被害、避難その他の必要な事項に関する情報の収集及び伝達の体制を整備するものとする。

2 県は、市町と連携して、法令に基づく避難の勧告及び指示並びに避難準備・高齢者等避難開始の発表に関する情報の提供について、あらかじめ報道機関との調整を図るものとする。

(物資及び資機材の備蓄等)

第三十七条 県は、災害応急対策（災害発生時等に災害の発生を防禦（ぎょ）し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための対策をいう。以下同じ。）に必要な物資及び資機材を計画的に備蓄し、整備し、又は点検する場合には、市町と連携して行うよう努めなければならない。

(防災情報に関する啓発)

第三十八条 県は、防災関係機関が提供する防災情報について、県民が活用できるように啓発に努めなければならない。

(地形等災害関連情報の収集、提供等)

第三十九条 市町は、災害が発生した場合に備え、住民、自主防災組織及び事業者が防災対策を実施することができるよう地形等災害関連情報及び避難に関する情報を収集し、これらを適切に提供し、避難行動の促進に努めるものとする。

(災害時要援護者の支援体制の整備)

第三十二条 市町は、あらかじめ、自主防災組織、防災関係機関及び災害時要援護者にかかわる団体と連携して、災害時要援護者の把握及び支援を行うための体制を整備するよう努めるものとする。

2 県は、市町が前項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(防災情報の収集及び伝達体制の整備)

第三十三条 県は、あらかじめ、市町及び防災関係機関と連携して、災害発生時等における被害、避難その他の必要な事項に関する情報の収集及び伝達の体制を整備するものとする。

2 県は、市町と連携して、法令に基づく避難の勧告及び指示並びに避難準備情報の発表に関する情報の提供について、あらかじめ報道機関との調整を図るものとする。

(物資及び資機材の備蓄等)

第三十四条 県は、災害応急対策（災害発生時等に災害の発生を防禦（ぎょ）し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための対策をいう。以下同じ。）に必要な物資及び資機材を計画的に備蓄し、整備し、又は点検する場合には、市町と連携して行うよう努めなければならない。

(緊急地震速報に関する啓発)

第三十五条 県は、市町、国及び緊急地震速報（気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）第四条に規定する地震動警報及び地震動予報をいう。以下この条及び第五十二条第二項において同じ。）にかかわる団体と連携して、緊急地震速報の利用方法について、県民に啓発を行うよう努めなければならない。

(地形等災害関連情報の収集、提供等)

第三十六条 市町は、災害が発生した場合に備え、住民、自主防災組織及び事業者が防災対策を実施することができるよう地形等災害関連情報及び避難に関する情報を収集し、これらを適切に提供するよう努めるものとする。

2 市町は、災害等に関する情報を掲載した地図を作成し、住民にその内容及び活用方法を周知するよう努めるものとする。

3 県は、市町が前二項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(避難計画の策定)

第四十条 市町は、あらかじめ、自主防災組織、県、防災関係機関及び避難計画の策定にかかわる団体と連携して、法令に基づく避難の勧告及び指示並びに避難準備・高齢者等避難開始の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画を災害及び地域の特性に応じて策定するよう努めるものとする。

2 県は、市町が前項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(地区防災計画策定の普及促進等)

第四十一条 県は、地域における共助を促進するために、市町と連携して、地区防災計画（災害対策基本法第四十二条第三項の規定により定められた地区防災計画をいう。）の重要性の理解と関心を深めるための普及啓発に努めるとともに、県民が行う計画の策定及び計画に基づく防災活動の実施に関し必要な支援に努めるものとする。

(津波被害等の対策)

第四十二条 県は、津波、洪水、高潮、波浪及び浸水により生じる被害（次項において「津波被害等」という。）の発生が予想される区域において、その管理する堤防、防潮堤、水門、避難路等の整備及び適正な維持管理に努めなければならない。

2 知事は、前項の区域において、津波被害等の発生を防止するため、必要があると認めるときは、市町及び防災関係機関に対し、当該市町及び防災関係機関が管理する堤防、防潮堤、水門、避難路等の整備及び適正な維持管理を行うよう求めるものとする。

3 県は、市町及び防災関係機関と連携して、津波、洪水、高潮、波浪及び浸水に関する情報の連絡体制の整備並びに迅速な避難のための啓発を行うよう努めなければならない。

(土木施設の安全性の確保)

第四十三条 県は、その管理する道路、公園、河川、港湾その他の土木施設の災害に対する安全性を確保するため、必

2 市町は、災害等に関する情報を掲載した地図を作成し、住民にその内容及び活用方法を周知するよう努めるものとする。

3 県は、市町が前二項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(避難計画の策定)

第三十七条 市町は、あらかじめ、自主防災組織、県、防災関係機関及び避難計画の策定にかかわる団体と連携して、法令に基づく避難の勧告及び指示並びに避難準備情報の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画を災害及び地域の特性に応じて策定するよう努めるものとする。

2 県は、市町が前項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(津波被害等の対策)

第三十八条 県は、津波、洪水、高潮、波浪及び浸水により生じる被害（次項において「津波被害等」という。）の発生が予想される区域において、その管理する堤防、防潮堤、水門、避難路等の整備及び適正な維持管理に努めなければならない。

2 知事は、前項の区域において、津波被害等の発生を防止するため、必要があると認めるときは、市町及び防災関係機関に対し、当該市町及び防災関係機関が管理する堤防、防潮堤、水門、避難路等の整備及び適正な維持管理を行うよう求めるものとする。

3 県は、市町及び防災関係機関と連携して、津波、洪水、高潮、波浪及び浸水に関する情報の連絡体制の整備並びに迅速な避難のための啓発を行うよう努めなければならない。

(土木施設の安全性の確保)

第三十九条 県は、その管理する道路、公園、河川、港湾その他の土木施設の災害に対する安全性を確保するため、必

要な点検を行い、改修その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 知事は、災害に対する安全性を確保するため、必要があると認めるときは、市町及び防災関係機関に対し、当該市町及び防災関係機関が管理する道路、鉄道、公園、河川、港湾その他の土木施設の点検又は改修その他の必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(防災上重要な建築物等の安全性の確保)

第四十四条 県は、その管理する次に掲げる建築物及びこれらに附帯する設備の災害に対する安全性を確保するため、改修その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一 庁舎、警察署、病院、避難所その他の災害応急対策の実施上重要な建築物

二 学校、体育館、文化会館その他の多数の者が利用する建築物

- 2 知事は、災害に対する安全性を確保するため、必要があると認めるときは、市町及び防災関係機関に対し、当該市町及び防災関係機関が管理する次に掲げる建築物及びこれらに附帯する設備の改修その他の必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

一 庁舎、消防署、病院、診療所、避難所その他の災害応急対策の実施上重要な建築物

二 学校、体育館、図書館、集会場その他の多数の者が利用する建築物

(緊急輸送対策)

第四十五条 知事は、災害発生時等において、緊急通行車両等（災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十二条の二に規定する緊急通行車両及び大規模地震対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二十四条に規定する緊急輸送を行う車両。以下同じ。）の通行の用に供する道路の応急の復旧の実施に関し、三重県公安委員会、他の道路管理者並びに当該復旧の実施に係る事業者及び団体とあらかじめ協議し、必要な事項を定めておくものとする。

- 2 県は、災害発生時等において緊急輸送を確保するため、重要な道路（以下この条において「緊急輸送道路」という。）を指定し、当該道路の路線名及び区間を県民に周知しなければならない。

要な点検を行い、改修その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 知事は、災害に対する安全性を確保するため、必要があると認めるときは、市町及び防災関係機関に対し、当該市町及び防災関係機関が管理する道路、鉄道、公園、河川、港湾その他の土木施設の点検又は改修その他の必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(防災上重要な建築物等の安全性の確保)

第四十条 県は、その管理する次に掲げる建築物及びこれらに附帯する設備の災害に対する安全性を確保するため、改修その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一 庁舎、警察署、病院、避難所その他の災害応急対策の実施上重要な建築物

二 学校、体育館、文化会館その他の多数の者が利用する建築物

- 2 知事は、災害に対する安全性を確保するため、必要があると認めるときは、市町及び防災関係機関に対し、当該市町及び防災関係機関が管理する次に掲げる建築物及びこれらに附帯する設備の改修その他の必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

一 庁舎、消防署、病院、診療所、避難所その他の災害応急対策の実施上重要な建築物

二 学校、体育館、図書館、集会場その他の多数の者が利用する建築物

(緊急輸送対策)

第四十一条 知事は、災害発生時等において、緊急通行車両等（災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十二条の二に規定する緊急通行車両及び大規模地震対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二十四条に規定する緊急輸送を行う車両。以下同じ。）の通行の用に供する道路の応急の復旧の実施に関し、三重県公安委員会、他の道路管理者並びに当該復旧の実施に係る事業者及び団体とあらかじめ協議し、必要な事項を定めておくものとする。

- 2 県は、災害発生時等において緊急輸送を確保するため、重要な道路（以下この条において「緊急輸送道路」という。）を指定し、当該道路の路線名及び区間を県民に周知しなければならない。

3 県は、その管理する緊急輸送道路の整備に努めなければならない。

4 知事は、緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、他の道路管理者に対し、当該道路管理者が管理する緊急輸送道路の整備をするよう求めるものとする。
(建築物の安全性の確保の啓発)

第四十六条 県は、市町及び国と連携して、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況を調査するとともに、災害に対する安全性の確保について啓発を行わなければならない。
(生活に不可欠な施設に関する協力体制の充実)

第四十七条 県は、災害が発生した場合に備え、生活に不可欠な施設の所有者、管理者、設置者又は占有者との連絡体制の整備等協力体制を充実させるために必要な調整を行うものとする。
(落下危険物等の安全性の確保に関する啓発)

第四十八条 県は、市町又は落下危険物、ブロック塀等若しくは自動販売機（以下この条において「落下危険物等」という。）にかかわる団体と連携して、落下危険物等の実態を調査するとともに、災害に対する安全性の確保について啓発を行わなければならない。
(火災の予防)

第四十九条 県は、自主防災組織、市町及び国と連携して、災害による火災の予防に関する意識の啓発、消火器等の普及その他の災害による火災の発生及び拡大を防止するために必要な施策を実施しなければならない。
(消防団の充実・強化)

第五十条 県は、地域防災力の充実強化を図る上で消防団の果たす役割が極めて重要であることに鑑み、市町及び三重県消防協会と連携し、消防団員の確保を含めた消防団の充実強化に取り組むとともに、市町及び三重県消防協会に対し、必要な支援に努めるものとする。

2 市町は、地域の実情に応じて地域防災力の中核的な役割を担う消防団の組織の充実及び機能の強化に努めるものとする。
(孤立地区対策)

第五十一条 市町は、孤立地区（災害が発生した場合に、交通が途絶するおそれがある地区をいう。次項において同じ。）における通信の途絶に備え、情報の収集及び伝達の手段を確保するとともに、物資の備蓄その他の地域の特性

3 県は、その管理する緊急輸送道路の整備に努めなければならない。

4 知事は、緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、他の道路管理者に対し、当該道路管理者が管理する緊急輸送道路の整備をするよう求めるものとする。
(建築物の安全性の確保の啓発)

第四十二条 県は、市町及び国と連携して、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況を調査するとともに、災害に対する安全性の確保について啓発を行わなければならない。
(生活に不可欠な施設に関する協力体制の充実)

第四十三条 県は、災害が発生した場合に備え、生活に不可欠な施設の所有者、管理者、設置者又は占有者との連絡体制の整備等協力体制を充実させるために必要な調整を行うものとする。
(落下危険物等の安全性の確保に関する啓発)

第四十四条 県は、市町又は落下危険物、ブロック塀等若しくは自動販売機（以下この条において「落下危険物等」という。）にかかわる団体と連携して、落下危険物等の実態を調査するとともに、災害に対する安全性の確保について啓発を行わなければならない。
(火災の予防)

第四十五条 県は、自主防災組織、市町及び国と連携して、災害による火災の予防に関する意識の啓発、消火器等の普及その他の災害による火災の発生及び拡大を防止するために必要な施策を実施しなければならない。

第五十条 県は、地域防災力の充実強化を図る上で消防団の果たす役割が極めて重要であることに鑑み、市町及び三重県消防協会と連携し、消防団員の確保を含めた消防団の充実強化に取り組むとともに、市町及び三重県消防協会に対し、必要な支援に努めるものとする。

2 市町は、地域の実情に応じて地域防災力の中核的な役割を担う消防団の組織の充実及び機能の強化に努めるものとする。
(孤立地区対策)

第四十六条 市町は、孤立地区（災害が発生した場合に、交通が途絶するおそれがある地区をいう。次項において同じ。）における通信の途絶に備え、情報の収集及び伝達の手段を確保するとともに、物資の備蓄その他の地域の特性

に応じた施策を実施するよう努めるものとする。

2 市町は、県及び防災関係機関と連携して、孤立地区の発生に備え、住民を輸送する手段の確保に努めるものとする。

3 県は、市町が前二項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(医療救護体制の整備)

第五十二条 県は、災害が発生した場合に備え、広域的な医療及び救護の体制の整備に努めなければならない。

2 市町は、災害が発生した場合に備え、医療に関する情報の収集及び伝達の体制の整備、救護所の設置場所の選定その他の医療及び救護の体制の整備に努めるものとする。

3 県は、市町が前項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(自主防災組織の活動への支援)

第五十三条 県は、地域における防災対策の実施に資するため、市町及び防災関係機関と連携して、自主防災組織が活発に活動を行うことができるよう必要な支援に努めなければならない。

2 県は、地域における防災対策の実施に資するため、市町及び国と連携して、自主防災組織の活動において中心的な役割を担う者の育成に努めなければならない。

(防災ボランティア等による活動のための環境整備)

第五十四条 県は、地域における防災対策の実施に資するため、災害が発生した場合に備え、県民、自主防災組織、事業者、市町及び防災関係機関と連携して、防災ボランティア等による活動が円滑に行われるよう環境の整備に努めなければならない。

2 県は、市町及び防災関係機関と連携して、防災ボランティア等による活動への県民及び事業者の積極的な参加を促すため、防災意識の啓発に努めなければならない。

(観光旅行者の安全の確保)

第五十五条 県は、市町及び防災関係機関等と連携して、観光旅行者の安全を確保するため、災害時の避難場所への誘導等に資する必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協定の締結)

第五十六条 県は、災害発生時等における飲料水、食料、医薬品等の供給、緊急輸送の確保、応急の復旧に係る工事の

に応じた施策を実施するよう努めるものとする。

2 市町は、県及び防災関係機関と連携して、孤立地区の発生に備え、住民を輸送する手段の確保に努めるものとする。

3 県は、市町が前二項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(医療救護体制の整備)

第四十七条 県は、災害が発生した場合に備え、広域的な医療及び救護の体制の整備に努めなければならない。

2 市町は、災害が発生した場合に備え、医療に関する情報の収集及び伝達の体制の整備、救護所の設置場所の選定その他の医療及び救護の体制の整備に努めるものとする。

3 県は、市町が前項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(自主防災組織の活動への支援)

第四十八条 県は、地域における防災対策の実施に資するため、市町及び防災関係機関と連携して、自主防災組織が活発に活動を行うことができるよう必要な支援に努めなければならない。

2 県は、地域における防災対策の実施に資するため、市町及び国と連携して、自主防災組織の活動において中心的な役割を担う者の育成に努めなければならない。

(防災ボランティア等による活動のための環境整備)

第四十九条 県は、地域における防災対策の実施に資するため、災害が発生した場合に備え、県民、自主防災組織、事業者、市町及び防災関係機関と連携して、防災ボランティア等による活動が円滑に行われるよう環境の整備に努めなければならない。

2 県は、市町及び防災関係機関と連携して、防災ボランティア等による活動への県民及び事業者の積極的な参加を促すため、防災意識の啓発に努めなければならない。

(協定の締結)

第五十条 県は、災害発生時等における飲料水、食料、医薬品等の供給、緊急輸送の確保、応急の復旧に係る工事の施

施工その他の防災対策が的確に行われるようあらかじめ他の地方公共団体、事業者及び防災対策にかかわる団体との協定の締結に努めなければならない。

2 県は、前項の協定について、災害時に適切な運用を行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2-3 市町は、防災対策が的確に行われるようあらかじめ他の地方公共団体、事業者及び防災対策にかかわる団体との協定の締結に努めるものとする。

2-4 県は、市町が前項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めなければならない。

(広域的な連携の強化)

第五十七条 県は、市町及び防災関係機関と連携して、災害時において被災者の救出、救護その他の災害応急対策等が迅速かつ円滑に行われるよう、連絡体制の整備その他、他の都道府県等からの応援の受け入れ体制を確立するよう努めなければならない。

(台風接近時等の減災対策)

第五十八条 県は、市町及び防災関係機関と連携して、発災前から予測できる風水害に対し、予め時系列で整理した事前行動項目等を定めるなどして、応急対策活動を確実に実施するよう努めなければならない。

(復興体制の準備)

第五十九条 県は、災害が発生した場合に備え、復興対策の手順の明確化を図るための指針を定めるなど、復興体制の準備を進めるものとする。

第三章 災害応急対策

第一節 県民の責務

(県民の相互協力)

第六十条 県民は、災害発生時等において、避難、災害等に関する情報の伝達、火災の発生の防止、救出、応急手当その他の災害応急対策を実施する場合は、相互に協力するよう努めなければならない。

(災害発生時等における避難)

第六十一条 県民は、災害発生時等において、災害等に関する情報に留意し、第二十二条第二項又は第三十九条第二項に規定する地図等の活用により、居住地の地形等災害関連情報を正しく認識し、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、法令に基づく避難の勧告若しくは指示又は避難準備・高齢者等避難開始等の発表があったときはこれ

工その他の防災対策が的確に行われるようあらかじめ他の地方公共団体、事業者及び防災対策にかかわる団体との協定の締結に努めなければならない。

2 市町は、防災対策が的確に行われるようあらかじめ他の地方公共団体、事業者及び防災対策にかかわる団体との協定の締結に努めるものとする。

3 県は、市町が前項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めなければならない。

第三章 災害応急対策

第一節 県民の責務

(県民の相互協力)

第五十一条 県民は、災害発生時等において、避難、災害等に関する情報の伝達、火災の発生の防止、救出、応急手当その他の災害応急対策を実施する場合は、相互に協力するよう努めなければならない。

(災害発生時等における避難)

第五十二条 県民は、災害発生時等において、災害等に関する情報に留意し、第二十一条第二項又は第三十六条第二項に規定する地図等の活用により、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、法令に基づく避難の勧告若しくは指示又は避難準備情報の発表があったときはこれに応じて速やかに行動するよう努めなければならない。

に応じて速やかに行動するよう努めなければならない。

~~2 県民は、緊急地震速報が発表された場合には、周囲の状況に応じ、自らの身の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。~~

~~3.2 県民は、強い又は持続時間の長い地震の揺れを感知した場合は、津波に関する予報又は警報の発表及び避難の勧告又は指示を待たずに、津波により生じる被害の発生が予想される場所から高台その他の安全な場所へ直ちに避難しなければならない。~~

3 県民は、緊急地震速報（気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）第四条に規定する地震動警報及び地震動予報をいう。）、県及び市町が発信する災害・避難情報等（南海トラフ地震臨時情報を含む）を受け取った場合は、周囲の状況に応じ、自らの身の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 県民は、気象業務法施行令第四条に規定する気象警報（暴風雨及び大雨に関するものに限る。）、気象注意報（風雨、大雨及び雷に関するものに限る。）、洪水警報、洪水注意報、高潮警報、高潮注意報、波浪警報若しくは波浪注意報又は気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十一条の規定による土砂災害警戒情報（第六十三条第三項において「気象警報等」という。）が発表された場合その他集中豪雨等による被害の発生が予想される場合においては、海岸又は河川の周辺、土砂災害のおそれのある場所その他危険な場所から安全な場所に直ちに避難しなければならない。

（火災の防止）

第六十二条 県民は、地震が発生した場合又は警戒宣言が発せられた場合においては、自己の安全の確保に支障を生じない限度において火気の使用を停止し、ガス栓を閉め、電流制限器により電流を遮断する等地震による火災の発生を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（自動車の使用の制限等）

第六十三条 県民は、災害発生時等においては、避難に著しい支障を生じない限度において、自動車（緊急通行車両等

2 県民は、緊急地震速報が発表された場合には、周囲の状況に応じ、自らの身の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 県民は、地震が発生した場合、気象業務法施行令第四条に規定する津波警報若しくは津波注意報が発表された場合、大規模地震対策特別措置法第二条第十三号に規定する警戒宣言（次条及び第七十一条において「警戒宣言」という。）が発せられた場合その他津波により生じる被害の発生が予想される場合においては、津波により生じる被害の発生が予想される場所から高台その他の安全な場所へ直ちに避難しなければならない。

4 県民は、気象業務法施行令第四条に規定する気象警報（暴風雨及び大雨に関するものに限る。）、気象注意報（風雨、大雨及び雷に関するものに限る。）、洪水警報、洪水注意報、高潮警報、高潮注意報、波浪警報若しくは波浪注意報又は気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十一条の規定による土砂災害警戒情報（第五十四条第三項において「気象警報等」という。）が発表された場合その他集中豪雨等による被害の発生が予想される場合においては、海岸又は河川の周辺、土砂災害のおそれのある場所その他危険な場所から安全な場所に直ちに避難しなければならない。

（火災の防止）

第五十三条 県民は、地震が発生した場合又は警戒宣言が発せられた場合においては、自己の安全の確保に支障を生じない限度において火気の使用を停止し、ガス栓を閉め、電流制限器により電流を遮断する等地震による火災の発生を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（自動車の使用の制限等）

第五十四条 県民は、災害発生時等においては、避難に著しい支障を生じない限度において、自動車（緊急通行車両等

並びに道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三条に規定する自動車のうち、大型自動二輪車及び普通自動二輪車以外のものをいう。以下この条において同じ。）の使用を自主的に制限しなければならない。

2 自動車の運転者は、地震が発生した場合においては、道路における危険を防止し、及び緊急通行車両等の円滑な通行を妨げないようにするために、道路交通法その他の法令の規定に違反しない限りにおいて、次に掲げる必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一 できる限り安全な方法により自動車を道路の左側に停止させること。

二 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を収集し、これらの情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

三 引き続き自動車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。

三四 自動車を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。

四五 やむを得ず道路上に自動車を置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアを施錠しないこと。

五六 自動車を駐車するときは、避難する人や緊急通行車両等の通行又は災害応急対策の実施を妨げるおそれのある場所には駐車しないこと。

六七 危険物等を輸送中の者は、できる限り安全な場所に移動すること。

3 自動車の運転者は、気象警報等が発表された場合その他集中豪雨等による被害の発生が予想される場合には、道路交通法その他の法令の規定に違反しない限りにおいて、次に掲げる必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一 浸水のおそれがある区域では、自動車をできる限り安全な場所に移動すること。

二 冠水した道路へは、できる限り進入しないこと。

（危険建築物等からの避難等）

第六十四条 県民は、災害発生時等において、倒壊若しくは附属物の落下等のおそれのある建築物その他の工作物（以下この条において「危険建築物等」という。）による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避

並びに道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三条に規定する自動車のうち、大型自動二輪車及び普通自動二輪車以外のものをいう。以下この条において同じ。）の使用を自主的に制限しなければならない。

2 自動車の運転者は、地震が発生した場合においては、道路における危険を防止し、及び緊急通行車両等の円滑な通行を妨げないようにするために、道路交通法その他の法令の規定に違反しない限りにおいて、次に掲げる必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一 できる限り安全な方法により自動車を道路の左側端に沿って一時停止させること。

二 一時停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を収集し、これらの情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

三 自動車を離れるときは、自動車をできる限り道路外の場所に移動しておくこと。

四 やむを得ず道路上に自動車を置いて離れるときは、道路の左側端に沿って駐車し、原動機を止め、かぎを付けたままとし、ドアを施錠しないこと。

五 緊急通行車両等の通行又は災害応急対策の実施を妨げるおそれのある場所には駐車しないこと。

六 危険物等を輸送中の者は、できる限り安全な場所に移動すること。

3 自動車の運転者は、気象警報等が発表された場合その他集中豪雨等による被害の発生が予想される場合には、道路交通法その他の法令の規定に違反しない限りにおいて、次に掲げる必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一 浸水のおそれがある区域では、自動車をできる限り安全な場所に移動すること。

二 冠水した道路へは、できる限り進入しないこと。

（危険建築物等からの避難等）

第五十五条 県民は、災害発生時等において、倒壊若しくは附属物の落下等のおそれのある建築物その他の工作物（以下この条において「危険建築物等」という。）による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避

難し、又は危険建築物等に近づかないものとする。

- 2 危険建築物等の所有者、管理者、設置者又は占有者は、災害が発生した場合において、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めなければならない。

第二節 自主防災組織の責務

(災害応急対策の実施)

第六十五条 自主防災組織は、災害発生時等において、地域住民等、県、市町及び防災関係機関と連携して、**避難行動要支援者**その他の地域住民の避難の支援、火災の発生の防止、救出、応急手当、給水、給食、危険箇所の巡視その他の地域における災害応急対策を実施するよう努めなければならない。

(情報の伝達)

第六十六条 自主防災組織は、地域住民又は市町に対し、地域住民の安否、被害状況等に関して知り得た情報の伝達に努めるものとする。

第三節 事業者の責務

(事業所内の人の生命及び身体の安全の確保等)

第六十七条 事業者は、災害発生時等における事業所内の人の生命及び身体の安全を確保するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、災害発生時等においては、避難、災害等に関する情報の伝達、火災の発生の防止、救出、応急手当その他の災害応急対策の実施に当たって、地域住民等及び自主防災組織と協力するとともに、積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(生活に不可欠な施設の復旧)

第六十八条 生活に不可欠な施設の所有者、管理者、設置者又は占有者は、災害が発生した場合において、応急の復旧に係る工事の施工その他の災害応急対策を実施する場合には、相互に協力するよう努めなければならない。

(帰宅困難者への支援及び抑制)

第六十九条 帰宅困難者にかかわる事業者は、災害発生時等においては、県、市町及び防災関係機関と連携して、帰宅困難者に対する避難の支援、円滑な帰宅のための情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 帰宅困難者にかかわる事業者は、帰宅困難者の発生と混

難し、又は危険建築物等に近づかないものとする。

- 2 危険建築物等の所有者、管理者、設置者又は占有者は、災害が発生した場合において、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めなければならない。

第二節 自主防災組織の責務

(災害応急対策の実施)

第五十六条 自主防災組織は、災害発生時等において、地域住民等、県、市町及び防災関係機関と連携して、災害時要援護者その他の地域住民の避難の支援、火災の発生の防止、救出、応急手当、給水、給食、危険箇所の巡視その他の地域における災害応急対策を実施するよう努めなければならない。

(情報の伝達)

第五十七条 自主防災組織は、地域住民又は市町に対し、地域住民の安否、被害状況等に関して知り得た情報の伝達に努めるものとする。

第三節 事業者の責務

(事業所内の人の生命及び身体の安全の確保等)

第五十八条 事業者は、災害発生時等における事業所内の人の生命及び身体の安全を確保するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、災害発生時等においては、避難、災害等に関する情報の伝達、火災の発生の防止、救出、応急手当その他の災害応急対策の実施に当たって、地域住民等及び自主防災組織と協力するとともに、積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(生活に不可欠な施設の復旧)

第五十九条 生活に不可欠な施設の所有者、管理者、設置者又は占有者は、災害が発生した場合において、応急の復旧に係る工事の施工その他の災害応急対策を実施する場合には、相互に協力するよう努めなければならない。

(帰宅困難者への支援等)

第六十条 帰宅困難者にかかわる事業者は、災害発生時等においては、県、市町及び防災関係機関と連携して、帰宅困難者に対する避難の支援、円滑な帰宅のための情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

乱を防止するため、一斉帰宅の抑制を行うよう努めるものとする。

第四節 県の責務及び市町の役割

(応急体制の確立)

第七十条 県は、災害発生時等においては、市町及び防災関係機関と連携して、避難、救出、応急手当、医療その他の災害応急対策の円滑な実施のため、必要な体制を速やかに確立しなければならない。

(情報連絡体制の確立等)

第七十一条 県は、災害発生時等においては、市町及び防災関係機関と連携して、**第三十六条**第一項に規定する体制を基に、災害等に関する情報の収集及び伝達を行うため、必要な体制を速やかに確立するとともに、的確な情報を県民に提供しなければならない。

2 県は、災害が発生した場合に、救出等に必要情報を広く提供できる。

(二次災害の防止等)

第七十二条 県は、災害が発生した場合に、市町及び防災関係機関と連携して、余震等による二次災害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

2 県は、市町及び国と連携して、前項の措置を講ずるため、被災建築物応急危険度判定士（建築物が余震等に対し引き続き安全に使用できるかを判定する者として知事が認定した者をいう。）及び被災宅地危険度判定士（宅地の被災状況を調査し、及び当該宅地の危険度を分類する者として知事が認定した者をいう。）の養成その他の必要な施策を実施しなければならない。

(避難対策)

第七十三条 市町は、災害発生時等において、住民の円滑な避難のため、必要な体制を速やかに確立するよう努めるものとする。

2 市町は、年齢、性別、要配慮者等の避難所内の特性に配慮して、避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

3 市町は、避難所外避難者の把握に努めるとともに、災害関連死の防止に努めるものとする。

~~3-4~~ 県は、市町が前三項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めなければならない。

~~4-5~~ 知事は、災害が発生した場合において災害救助法（昭

第四節 県の責務及び市町の役割

(応急体制の確立)

第六十一条 県は、災害発生時等においては、市町及び防災関係機関と連携して、避難、救出、応急手当、医療その他の災害応急対策の円滑な実施のため、必要な体制を速やかに確立しなければならない。

(情報連絡体制の確立等)

第六十二条 県は、災害発生時等においては、市町及び防災関係機関と連携して、**第三十三条**第一項に規定する体制を基に、災害等に関する情報の収集及び伝達を行うため、必要な体制を速やかに確立するとともに、的確な情報を県民に提供しなければならない。

(二次災害の防止等)

第六十三条 県は、災害が発生した場合に、市町及び防災関係機関と連携して、余震等による二次災害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

2 県は、市町及び国と連携して、前項の措置を講ずるため、被災建築物応急危険度判定士（建築物が余震等に対し引き続き安全に使用できるかを判定する者として知事が認定した者をいう。）及び被災宅地危険度判定士（宅地の被災状況を調査し、及び当該宅地の危険度を分類する者として知事が認定した者をいう。）の養成その他の必要な施策を実施しなければならない。

(避難対策)

第六十四条 市町は、災害発生時等において、住民の円滑な避難のため、必要な体制を速やかに確立するよう努めるものとする。

2 市町は、避難所における相談窓口の設置等災害時要援護者その他の避難所内の住民に配慮した避難所の運営に努めるものとする。

3 県は、市町が前二項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めなければならない。

4 知事は、災害が発生した場合において災害救助法（昭和

和二十二年法律第百十八号) 第二条の規定を適用し、応急仮設住宅の供与を行うときには、市町と連携して行うものとする。

(緊急輸送対策)

第七十四条 知事は、災害発生時等においては、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、市町及び防災関係機関と必要な調整を行うものとする。

2 知事は、災害発生時等においては、市町及び防災関係機関と連携して、災害応急対策を実施するため、必要な緊急輸送を確保しなければならない。

(帰宅困難者への支援)

第七十五条 県は、災害発生時等においては、市町、国及び県の区域に近接する地方公共団体と連携して、帰宅困難者の円滑な帰宅のため、必要な措置を講じなければならない。

(災害時における公衆衛生の確保)

第七十六条 知事は、災害が発生した場合において、感染症の発生の予防及びまん延の防止、食中毒等の発生の防止その他の公衆衛生の確保を行うときには、市町と連携して行わなければならない。

2 知事は、災害が発生した場合において、市町が行う一般廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下この条において同じ。)の処理に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときは、県内での処理体制の調整その他の一般廃棄物の速やかな処理のために必要な措置を講じなければならない。

(心のケア等の体制確立)

第七十七条 県は、災害が発生した場合において、市町及び防災関係機関と連携して、被災者の心のケア(被災したことにより精神的健康が損なわれた状態の回復及び予防をいう。)その他の災害の特性に応じた傷病への対応のため、医師及び保健師等を被災地に派遣し、相談窓口を設置する等必要な体制を確立しなければならない。

(防災ボランティア等による活動への支援体制の確立)

第七十八条 県は、災害が発生した場合においては、市町及び防災関係機関と連携して、速やかに防災ボランティア等の受入体制その他の防災ボランティア等による活動の円滑な実施のために必要な体制を確立しなければならない。

二十二年法律第百十八号) 第二条の規定を適用し、応急仮設住宅の供与を行うときには、市町と連携して行うものとする。

(緊急輸送対策)

第六十五条 知事は、災害発生時等においては、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、市町及び防災関係機関と必要な調整を行うものとする。

2 知事は、災害発生時等においては、市町及び防災関係機関と連携して、災害応急対策を実施するため、必要な緊急輸送を確保しなければならない。

(帰宅困難者への支援)

第六十六条 県は、災害発生時等においては、市町、国及び県の区域に近接する地方公共団体と連携して、帰宅困難者の円滑な帰宅のため、必要な措置を講じなければならない。

(災害時における公衆衛生の確保)

第六十七条 知事は、災害が発生した場合において、感染症の発生の予防及びまん延の防止、食中毒等の発生の防止その他の公衆衛生の確保を行うときには、市町と連携して行わなければならない。

2 知事は、災害が発生した場合において、市町が行う一般廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下この条において同じ。)の処理に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときは、県内での処理体制の調整その他の一般廃棄物の速やかな処理のために必要な措置を講じなければならない。

(心のケア等の体制確立)

第六十八条 県は、災害が発生した場合において、市町及び防災関係機関と連携して、被災者の心のケア(被災したことにより精神的健康が損なわれた状態の回復及び予防をいう。)その他の災害の特性に応じた傷病への対応のため、医師及び保健師等を被災地に派遣し、相談窓口を設置する等必要な体制を確立しなければならない。

(防災ボランティア等による活動への支援体制の確立)

第六十九条 県は、災害が発生した場合においては、市町及び防災関係機関と連携して、速やかに防災ボランティア等の受入体制その他の防災ボランティア等による活動の円滑な実施のために必要な体制を確立しなければならない。

(災害応急対策の実施に係る応援等)

第七十九条 県は、災害発生時等において、必要があると認めるときは、他の地方公共団体、防災関係機関並びに**第五十六条**に規定する協定を締結している災害応急対策の実施に係る事業者及び団体に対し、直ちに災害応急対策の実施に関する応援又は協力を求めるものとする。

2 県は、災害発生時等において、**第五十六条**に規定する協定を締結している地方公共団体及び防災関係機関から災害応急対策の実施に関する応援又は協力を求められた場合には、正当な理由がない限り、速やかにその求めに応じるものとする。

3 県は、前項に定めるもののほか、日本国内において大規模な災害に見舞われた地域から災害応急対策の実施に関する応援又は協力を求められた場合には、被災地の災害応急対策及び県の災害対応力の強化に資することを目的に、正当な理由がない限り、速やかにその求めに応じるものとする。

(警戒宣言等の周知)

第八十条 知事は、警戒宣言が発せられた場合又は気象業務法第十一条の規定による東海地震観測情報若しくは東海地震注意情報若しくは同法第十一条の二の規定による東海地震予知情報が発表された場合には、市町及び防災関係機関と連携して、その内容を速やかに県民に周知しなければならない。

第四章 災害復旧復興対策

(県民の責務)

第八十一条 県民は、災害が発生した場合において、地域の災害の復旧及び復興の主体であることを認識した上で、相互に連携し、自主防災組織、事業者、県、市町、国及び防災ボランティア等と協働することにより、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めなければならない。

2 県民は、災害の復旧及び復興時において、環境への負荷が少ない循環型社会を形成する観点から、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

(自主防災組織の責務)

第八十二条 自主防災組織は、災害が発生した場合において、地域社会の再生に貢献するとともに、県、市町及び防災関係機関が実施する災害の復旧及び復興対策に協力するよう努めなければならない。

(災害応急対策の実施に係る応援等)

第七十条 県は、災害発生時等において、必要があると認めるときは、他の地方公共団体、防災関係機関並びに**第五十条**に規定する協定を締結している災害応急対策の実施に係る事業者及び団体に対し、直ちに災害応急対策の実施に関する応援又は協力を求めるものとする。

2 県は、災害発生時等において、**第五十条**に規定する協定を締結している地方公共団体及び防災関係機関から災害応急対策の実施に関する応援又は協力を求められた場合には、正当な理由がない限り、速やかにその求めに応じるものとする。

(警戒宣言等の周知)

第七十一条 知事は、警戒宣言が発せられた場合又は気象業務法第十一条の規定による東海地震観測情報若しくは東海地震注意情報若しくは同法第十一条の二の規定による東海地震予知情報が発表された場合には、市町及び防災関係機関と連携して、その内容を速やかに県民に周知しなければならない。

第四章 災害復旧復興対策

(県民の責務)

第七十二条 県民は、災害が発生した場合において、地域の災害の復旧及び復興の主体であることを認識した上で、相互に連携し、自主防災組織、事業者、県、市町、国及び防災ボランティア等と協働することにより、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めなければならない。

2 県民は、災害の復旧及び復興時において、環境への負荷が少ない循環型社会を形成する観点から、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

(自主防災組織の責務)

第七十三条 自主防災組織は、災害が発生した場合において、地域社会の再生に貢献するとともに、県、市町及び防災関係機関が実施する災害の復旧及び復興対策に協力するよう努めなければならない。

<p>(事業者の責務)</p> <p>第八十三条 事業者は、災害が発生した場合において、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場を確保するとともに、県、市町及び防災関係機関と連携して、地域経済の復興に貢献するよう努めなければならない。</p> <p>(県の責務)</p> <p>第八十四条 <u>県は、災害が発生した場合において、市町及び防災関係機関と連携して、速やかに再度の災害防止の観点も含めた復旧に努め、被災者の援護その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 県は、災害が発生した場合において、県民の参画を図りながら、当該災害からの復興を計画的かつ円滑に推進するため、必要があると認めるときは、<u>指針を活用し迅速に復興計画を策定しなければならない。</u></p> <p>2-3 3 県は、市町及び防災関係機関と連携して、前項の復興計画の定めるところにより、復興対策を実施しなければならない。</p> <p>第五章 雑則</p> <p>(県民等の意見)</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第七十四条 事業者は、災害が発生した場合において、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場を確保するとともに、県、市町及び防災関係機関と連携して、地域経済の復興に貢献するよう努めなければならない。</p> <p>(県の責務)</p> <p>第七十五条</p> <p>県は、災害が発生した場合において、県民の参画を図りながら、当該災害からの復興を計画的かつ円滑に推進するため、必要があると認めるときは、復興計画を策定しなければならない。</p> <p>2 県は、市町及び防災関係機関と連携して、前項の復興計画の定めるところにより、復興対策を実施しなければならない。</p> <p>第五章 雑則</p> <p>(県民等の意見)</p>
<p>第八十五条 知事は、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティア等から防災対策について意見を聴くものとする。</p> <p>2 知事は、必要があると認めるときは、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティア等の意見を県が実施する防災対策に反映しなければならない。</p> <p><u>(検討)</u></p> <p>第八十六条 <u>知事は、この条例の施行の日から起算して五年を経過するごとに、災害の検証結果により、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第八十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>第七十六条 知事は、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティア等から防災対策について意見を聴くものとする。</p> <p>2 知事は、必要があると認めるときは、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティア等の意見を県が実施する防災対策に反映しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第七十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>